

会員各位

# 回覧

令和3年3月21日  
桜台自治会  
会長 星野 勝弘

## 緊急事態宣言解除後の活動について

先般、ご案内致しました新型コロナウイルス感染症の感染拡大リスク防止のため施設等の利用を制限してまいりましたが、緊急事態宣言が解除されましたので、会館利用の再開および諸活動（公園の清掃および、各ボランティア活動など）の自粛を解除して従前の活動を再開・実施することをお願いします。

ただし、「**3密**」（密閉・密集・密接）を避けて、**マスクの着用**をお願いします。

－記－

1. 当施設における会議、イベント、カルチャーの施設利用については3月22日から利用制限を解除します。
2. 公園清掃、防犯パトロール、花ボランティアなどの活動については3月22日から活動の再開をお願いします。
3. 施設等における窓口業務については、通常通り運営しておりますが、入館時は下記の留意事項を厳守されます様をお願いします。
  - ①施設出入り口のアルコール消毒をお願いします。
  - ②利用者の確認簿への記載をお願いします。
  - ③体温の測定をお願いします。
  - ④発熱等の風邪症状のある方、体調のすぐれない方の窓口利用を控えて下さい。
  - ⑤利用後の器具、備品等の消毒をお願いします。

以上